

仮住居借上げに係る一時金の前払に関する契約書

京都市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、市営住宅の建替事業の実施に伴う仮住居の借上げに関し係る敷金、保証金等（以下「一時金」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（住宅の借上げ）

第1条 乙は、甲が建替事業により新たに建設する市営住宅に移転するまでの間の仮住居として、次の賃貸住宅を借り上げるものとする。

住宅の所在地	
賃貸人の氏名	

- 甲は、必要と認めたときは、乙の請求により、前項に掲げる賃貸住宅を借り上げる費用として、入居のために直接必要な一時金を前払金として乙に支払うことができるものとする。この場合において、乙は、前項に掲げる賃貸住宅に入居する旨を証する書類で甲が指定するものを提出するものとする。
- 乙は、前項に規定する一時金を支出したときは、その旨を証する書類を添えて、速やかに甲に届け出、その確認を受けるものとする。

（一時金に対する助成金）

第2条 甲は、乙の請求により、前条第2項に規定する一時金に対する助成金として、金 円を支払うものとする。

（借上住宅の明渡し）

第3条 乙は、第1条第1項に掲げる賃貸住宅を明け渡したときは、その旨を証する書類により、速やかに甲に届け出、その確認を受けるものとする。

- 乙は、前項の明渡しに伴い、賃貸人から第1条第2項に規定する一時金の全部又は一部の返還を受けたときは、速やかに当該返還金に係る第2条の規定による助成金を甲に返還するものとする。

（前払金の返還）

第4条 乙は、第1条第2項に規定する一時金の前払金を受けた後、当該一時金を支出しなかったときは、速やかに当該前払金に係る第2条の規定による助成金を甲に返還するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 印

乙 住 所

氏 名

印

（注 この契約書は、一時金の前払が必要な場合に使用する。）